

公募型プロポーザル実施の公示

2025年5月13日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和7年度 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業
京都・滋賀・兵庫をつなぐ滞在型地域周遊ルート造成推進事業

(2) 事業の目的

関西観光本部(以降、当本部という)では、大阪・京都に集中するインバウンド旅客を関西の広域観光に誘うため、関西2府8県において8つの広域観光ルート「THE EXCITING KANSAI」の造成を行ってきた。

本事業では地域連携DMOや各実施主体が造成した魅力あるコンテンツ等を、広域連携DMOである当本部が府県市域を超えて繋ぎ、これまで取り組んできた「THE EXCITING KANSAI」の8ルートとの接続や、「万博プラス 関西観光推進事業」、テーマツーリズム等で造成したコンテンツとの組み合わせも想定できるような観光ルートを造成し、更なる広域周遊及び長期滞在を促す。

具体的には、京都府・京都市、公益社団法人びわこビジターズビューロー、公益社団法人ひょうご観光本部と連携の上、京都市内のインバウンド旅客を滋賀県、あるいは京都府域を介して兵庫県に誘う広域観光ルートの造成に取り組み、京都市内に集中している観光客の分散化と関西広域観光の実現を目指す。

(3) 事業の概要

- ① 京都・滋賀・兵庫エリアを対象とした滞在型周遊ルート商品造成
 - ② ルート商品・コンテンツを紹介する Web ページ構築
 - ③ ルート商品・コンテンツの OTA での販売
- ※ 詳細は添付の仕様書に記載

(4) 委託金額の上限

10, 000, 000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 参加手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階
一般財団法人関西観光本部 担当 宮本・上山(かみやま)
メールアドレス: koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間及び応募方法

ア 応募期間: 2025年5月13日(火)から2025年5月27日(火)17:00まで。

イ 応募方法: 全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

募集要領 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/05/募集要領_k250513.pdf

仕様書 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/05/仕様書_k250513.pdf

評価要領 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/05/評価要領_k250513.pdf

評価基準 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/05/評価基準_k250513.pdf

様式 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/05/様式1～5_k250513【掲載用】.docx

※応募申込書は上記期間内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法

2025年5月27日(火) 17:00までに電子メールにて提出のこと。

提出先は上記(1)に同じ。募集要領に基づき正本(社名あり)・副本(社名なし)を提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、正本(社名あり)1部・副本(社名なし)5部を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2025年5月20日(火)17:00まで

※メールでのみ受付(件名に「京都・滋賀・兵庫周遊ルート造成事業に関する質問」と付記)

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL: <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案の審査

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称(候補者を含む)

⑤審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以 上